

事務連絡  
平成23年11月14日

労働基準局所管特例民法法人  
代表者 殿

厚生労働省労働基準局総務課  
中央労働基準監察監督官  
(公益法人担当)

冬季の省エネルギー対策について(協力要請)

日頃、厚生労働行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災により、夏期においては、国民の皆様や産業界における積極的な節電への取組により電力不足を乗り切りましたが、エネルギー消費量が増大する冬におきましては、再び電力需給のバランスの悪化が見込まれるところです。

こうした中で、省エネルギー対策を継続的かつ着実に実施することは、エネルギー安定供給の確保や地球温暖化対策につながるだけでなく、今般の震災を契機とした電力需給対策ともなるものです。今般、政府として、「冬季の省エネルギー対策について」を決定し、その各項目に従った取組の推進を図ることとしています。

今年度は、冬期の需給ギャップの解消に向け、関西電力管内で10%、九州電力管内で5%を目標とし、その他の管内でも活動に支障を生じない範囲で節電に取り組むこととし、具体的には、暖房中の室温は19℃を徹底すること等エネルギー消費についてきめ細やかな管理を行うことや、執務室で快適に過ごせるよう「ウォーム・ビズ」を心がけるなどの取組を進めることとしています。

つきましては、各法人におかれましても「ウォーム・ビズ」の励行や、暖房温度設定19℃(民間においては、原則として住宅では20℃、ビルでは19℃)の点検など、冬季の省エネルギー対策の推進にご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

～参考～

冬季の省エネルギー対策推進会議省庁連絡会議(本FAXには抜粋を添付)

<http://www8.cao.go.jp/souki/energy/kaisai/list.html>

担当  
厚生労働省労働基準局総務課監理係(千葉)  
電話 : 03-5253-1111(内線5583)  
ファクシミリ : 03-3502-2559

本状を含む : 2枚送信

## 冬季の省エネルギー対策について

平成23年11月1日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

オイルショック以降、大幅に増加した民生部門を中心としたエネルギー需要の増大への対策が大きな課題となっている。また、新興国の経済発展による世界的なエネルギー需要の増大等を背景として、化石燃料の市場価格の上昇圧力が高まっていることにより、エネルギー市場が不安定化し、家庭、事業者、地域など国民生活全般に対して、大きな影響を与えるようになってきている。加えて、世界は地球温暖化という共通の脅威に直面しており、この解決に向けて長期間の国際的な取組が必要となっている。

本年3月に発生した東日本大震災は我が国に未曾有の被害をもたらした。これは、大規模な地震と津波に原子力発電施設の事故が重なるといふ、我が国がかつて経験したことのないものであり、その被害が東日本の極めて広域に及んだことはもとより、その影響は我が国社会経済や産業の全体に対し深刻なものとなった。この国難とも言うべき震災を乗り越えるために、現在、政府と国民が一丸となり、各々の力を結集して復興に挑んでいるところである。

今般の震災によって、東京電力及び東北電力管内の電力供給力の不足が顕在化し、東京電力管内では計画停電という緊急措置を実施せざるを得ない事態となり、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼした。国民・産業界の積極的な節電への協力、取組もあり当該管内での夏の電力不足は乗り切ったが、エネルギー消費量が増大する冬は再び電力需給バランスの悪化が見込まれる。

こうした中で、省エネルギー対策を継続的かつ着実に実施することは、石油等のエネルギー源を他国に大きく依存する我が国のエネルギー安定供給の確保、さらには地球温暖化対策につながるだけでなく、今般の震災を契機とした電力需給対策ともなるものである。そこで、今夏の様々な節電対策で乗り切った経験を踏まえ今回、別添の「冬季の省エネルギー対策について」を決定し、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組の推進をより一層図ることとする。